

変異株事例の陽性者に対する療養方針の変更

現行

- 入院又は宿泊療養施設での療養
- 症状軽快後、24時間ごとにPCR検査を行い、2回連続で陰性確認された場合に退院可

変更後

- 医師の判断により、自宅療養が可能な方は、自宅療養で対応
(入院が必要な方は、全員入院)
- 体調に異変があれば、医師の判断で入院又は施設療養に移行
- 同居家族に高齢者等ハイリスクの方がいる場合には、自宅療養の対象としない
- 自宅・施設療養の解除に当たっては、発症後10日以降にPCR検査を行い、2回連続で陰性確認された場合に療養解除
(国の基準：療養日数の規定なし)